

○経済産業省告示第七十八号

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十二号）の施行に伴い、及び輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成三十年九月十四日

経済産業大臣 世耕 弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後      |  | 改正前      |  |
|----------|--|----------|--|
| 一<br>〔略〕 |  | 一<br>〔略〕 |  |
| 二<br>〔略〕 |  | 二<br>〔略〕 |  |

二の二 令第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。以下「二の二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第1に掲げる貨物及び同表の第2に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 [略]

第2 ワシントン条約動植物及びその派生物、廃棄物等、化学兵器禁止法に定める特定物質、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に定める規制物質並びに水銀による環境の汚染

二の二 令第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。以下「二の二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第1に掲げる貨物及び同表の第2に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 [略]

第2 ワシントン条約動植物及びその派生物、廃棄物等、化学兵器禁止法に定める特定物質、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に定める規制物質並びに水銀による環境の汚染

の防止に関する法律に定める特定水銀使用製品  
等

1 [望]

- 2 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等（同法第十四条第一項の認定を受けた者が、同法第十五条第一項の認定を受けた者が同項の認定に係る有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約附属書IV Bに掲げる処分作業を行うために使用する目的で輸入しようとする特定有害廃棄物等を除く。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭

の防止に関する法律に定める特定水銀使用製品  
等

1 [望]

- 2 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物（同条第四項第二号に掲げる船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物を除く。）

---

和四十五年法律第百三十七号) 第二条第一項に規定する廃棄物 (同条第四項第二号に掲げる船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物を除く。)

355 [略]

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する

355 [略]

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する

---

場合においての 6 の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7 の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は 8 の貨物を輸入する場合においての 8 の(1)から(9)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1 ～ 8 「略」

9 (1) ～ (6) 「略」

(7) 二の表の第 2 の水銀に関する水俣条約第 三条 1 (a) に規定する水銀の二号承認を要しない国は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オースト

---

場合においての 6 の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7 の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は 8 の貨物を輸入する場合においての 8 の(1)から(9)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1 ～ 8 「略」

9 (1) ～ (6) 「略」

(7) 二の表の第 2 の水銀に関する水俣条約第 三条 1 (a) に規定する水銀の二号承認を要しない国は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オースト

---

リア、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツ  
ワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファ  
ソ、カナダ、チャド、中華人民共和国（香  
港及びマカオを含む。）、コスタリカ、クロ  
アチア、キューバ、チェコ、デンマーク、  
ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エ  
ルサルバドル、エストニア、フィンランド、  
フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガー  
ナ、ギニア、ガイアナ、ホンジュラス、ハ  
ンガリー、アイスランド、インド、インド  
ネシア、イラン、ジャマイカ、ヨルダン、  
キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、  
レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、

---

リア、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツ  
ワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファ  
ソ、カナダ、チャド、中華人民共和国（香  
港及びマカオを含む。）、コスタリカ、クロ  
アチア、キューバ、チェコ、デンマーク、  
ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エ  
ルサルバドル、エストニア、フィンランド、  
フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガー  
ナ、ギニア、ガイアナ、ホンジュラス、ハ  
ンガリー、インドネシア、イラン、ジャマ  
イカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、  
ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リ  
ヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセン

---

---

リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシヤス、メキシコ、モナコ、モンゴル、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウエー、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネーヴィス、サモア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スリランカ、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ベトナム

---

ブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシヤス、メキシコ、モナコ、モンゴル、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウエー、パラオ、パナマ、ペルー、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネーヴィス、サモア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スリランカ、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ベトナム、ザンビア

---

ム、ザンビア

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 三の九の(7)の改正規定（「インドネシア」を「インド、インドネシア」に改める部分に限る。） 平

成三十年九月十六日

二 三の九の(7)の改正規定（「ペルー」を「パラグアイ、ペルー」に改める部分に限る。） 平成三十年

九月二十四日

三 二の二の表の第2の2の改正規定 平成三十年十月一日